AKO CITY 赤穂市

ニュースレポート

令和８年３月２４日

報 道 機 関　 各 位

契約管財課　契約検査係

タイトル　令和８年４月入札・契約制度の改正について

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

行事・事業名	令和８年４月入札・契約制度の改正について
日　　時	令和８年４月１日
場所・住所	―
趣旨・目的（ＰＲしたいこと） 別紙のとおり、令和８年４月１日以降、取り扱うこととします。 ⑴　契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化について ⑵　工事請負契約書等の改正について	
問い合わせ先	部課係名：総務部契約管財課契約検査係 担当者名：桃井 電　　話：0791-43-6865　　内線（　2348　） Ｆ　Ａ　Ｘ：0791-43-6892

〇添付資料（㊒・無）　〇ホームページへの掲載（㊒・無）　〇議会報告（㊒・無）

令和８年４月　入札・契約制度の改正について

１　趣　旨

入札・契約制度改善のため、次のとおり改正するので報告します。

２　適　用

令和８年４月１日以降に公告、指名通知または見積依頼する案件から適用します。

３　内　容

⑴　契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化について

契約手続のデジタル化推進のため、契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化を行います。

○適用範囲

契約保証及び前払金保証の対象となる工事及び建設コンサルタント業務等

ただし、電子保証証書を希望しない場合、従来どおり紙の保証証書も可能

電子保証の流れ

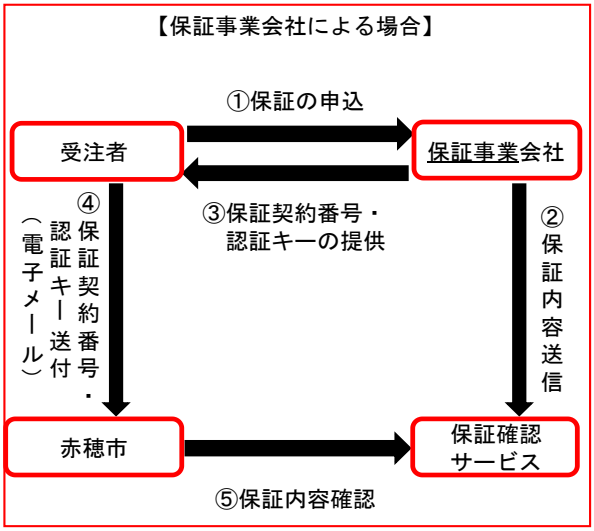

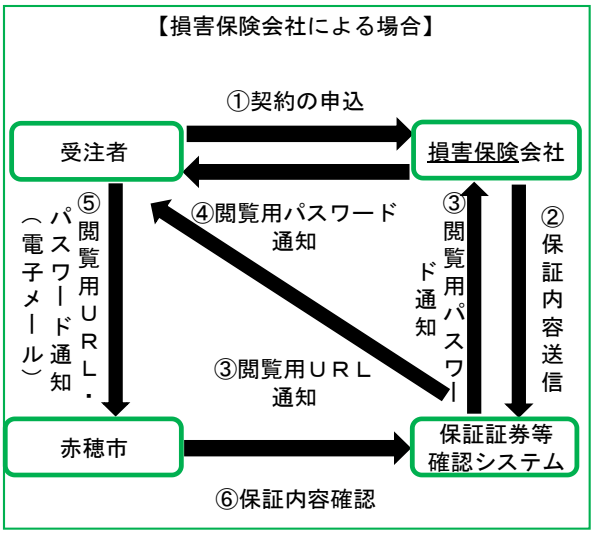

※電子保証に対応可能な保証機関

（保証事業会社）西日本建設業保証㈱、東日本建設業保証㈱、北海道建設業信用保証㈱

（損害保険会社）あいおいニッセイ同和損害保険㈱、AIG 損害保険㈱、共栄火災海上保険㈱、損害保険ジャパン㈱、大同火災海上保険㈱、東京海上日動火災保険㈱、日新火災海上保険㈱、三井住友海上火災保険㈱

⑵　工事請負契約書等の改正について

ア　工事請負契約書の改正について

公共工事標準請負契約約款の改正、契約保証及び前払金保証の電子化及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の改正に対応するため、工事請負契約書を改正します。

・他機関が発注した工事との調整規定の新設について

受注者の施工する工事と他機関の発注工事が施工上密接に関連する場合、必要に応じて、発注者は他機関との調整を行うものとする規定を新設します。

（第２条関係）

・協議不調等の場合における不利益取扱いの禁止に関する規定の新設について

請負代金額の変更等について、受発注者間の協議が整わなかったこと等をもって不利益な取扱いをしてはならない旨の規定を新設します。

（第２４条・第２５条・第２６条関係）

・前払金の使途に関する規定の見直し等について

前払金の使途として、前払金の２５％を超えない範囲で、現場管理費や一般管理費に充当できることを追記し、中間前払金の使途の規定を新設します。

（第３７条関係）

・契約保証及び前払金保証の電子化への対応に伴う改正について

契約の保証及び前払金（中間前払金）の保証に係る保証契約証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保証契約証書を寄託したものとみなす規定を新設します。

（第４条・第３５条・第３６条関係）

・政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の改正に伴う改正について

政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が２．５パーセントから３パーセントに改正されたため、適用箇所の率を改めます。

（第３５条・第５４条・第５６条関係）

・条項ずれの修正、文言の軽微な修正について

条項ずれの修正、文言の軽微な修正を行います。

（第１０条・第３５条・第４１条関係）

イ　公共工事の前金払いに関する事務処理要領の改正について

前払金保証の電子化に対応するため、前払金（中間前払金）の保証に係る保証契約証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保証契約証書を寄託したものとみなす規定を新設します。

（第６条関係）

ウ　委託契約書の改正について

・契約保証の電子化への対応に伴う改正について

契約保証の電子化に対応するため、契約の保証に係る保証契約証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保証契約証書を寄託したものとみなす規定を新設します。

（第３条関係）

・政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の改正に伴う改正について

政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が２．５パーセントから３パーセントに改正されたため、適用箇所の率を改めます。

（第４３条関係）